

天理図書館蔵『實方集』の表記

—定家真筆説への疑問—

林田定男

藤原定家（一一六二—一二四二）の書写と称される文献の表記（用字・用字法）に関する調査は、既に先学諸氏により数多く行われてきており、データの蓄積も相当な量に及ぶ。そして、それらの内容は一定の範囲内で汎時性の認められるものであることは周知の事実であろう。それにもかかわらず、本稿で取り上げる天理図書館蔵『定家筆』『實方集』（以下、「實方集」）の和歌^{〔一〕}（二八首）の調査結果を、これまでのデータに照合してみると、明らかに表記の上での特異性が認められるのである。そこで本稿では、書写形式、漢字使用、仮名使用、字形の大きく四つの観点を採用、設定し、そこから、一見、定家の手を思われる「實方集」の表記の定家真筆とされる文献内における特異性を浮き彫りにしたい。その際、観点の性質によって比較資料を適宜加えるが、主に比較対象とする根幹資料は、その性格を考慮し、同じく私家集であり、且、「實方集」と同系統の書風

を有する日本大学図書館蔵『大斎院前の御集』（以下、「大斎前集」）の定家筆とされる部分の和歌^{〔二〕}（一九首）、冷泉家時雨亭文庫蔵『惠慶集』（以下、「惠慶集」）の定家筆とされる部分の和歌（一〇一首）、全丁定家筆とされる出光美術館蔵『四条中納言集』（以下、「定頼集」）の和歌（一八九首）とする。尚、テキストとして、『實方集』については天理図書館善本叢書和書之部第四巻『平安諸家集』（一九七二、八木書店）、「大斎前集」については笠間影印叢刊四四『大斎院前の御集』日本大学図書館蔵（一九七三、笠間書院）、「惠慶集」については冷泉家時雨亭叢書第一七巻『平安私家集 四』（一九九六、朝日新聞社）、「定頼集」については出光美術館蔵品図録『書』（一九九二、平凡社）及び『古筆学大成』第一九巻（一九九一、講談社）を用いた。

一 検討資料について

主に検討対象とした四本の書誌等について、少し長くなるが、先に挙げた影印本に付された解題より引用する。現在の所蔵館やその関係者によつて、いずれも定家真筆と認定されている点に注意されたい（アミカケは稿者）。

● 「実方集」

天理圖書館善本叢書の橋本不美男氏による解題より、以下に書誌等を抄出する。

縦一五・七糞、横二三・八糞の列帖装。表紙は、丸に蝶・

唐草を萩唐草文にからめた焼絵押文の鳥の子紙、上表紙中央に「實方集」と外題、本文ともに藤原定家筆と思われる。見返しは、金銀砂子散らし切箔押し、金銀泥で雲霞を描いた鳥の子紙。本文用紙は楮紙厚様である。二帖一綴からなるが、第一帖は四紙八丁、第二丁は遊紙、本文は第三丁表（二才）にはじまり、第八丁裏（七ウ）におわる。第二帖は二紙四丁、第一丁は白紙、第二丁表（九才）につきの加証奥書がある。

這實方集、墨付六枚、全部／一冊定家卿正筆無疑者也、

／依所望證之畢、

すなわち上冷泉の新家である藤谷爲條の加証であり、本書が延寶四年（一六七六）時点で冷泉家系統の外に所伝されていたことを示している。

● 「大斎前集」

鈴木知太郎・岸上慎二、両氏編の笠間影印叢刊の解題より、以下に書誌等を抄出する。

本書は、縦十六・二糞、横十五・一糞の桝型列帖装で、いはゆる六半の草子である。

（中略）

本書には、題簽も内題もなく、また書名もしくはそれに類するものも全くしたためられてゐない。また上下巻の区別は、第三帖三丁裏に下巻と記してゐるところから知られるが、装幀は分けることなく一冊である。ただし上巻は第一、二帖に、下巻は第三、四帖に書写され、総じて四十四紙八十八丁の四帖列帖の一綴をなしてゐる。各帖について詳しく述べると、次のごとくである。

（中略）

本書の書写は複数の人々によつて行はれたと考へられる。複数と言つても藤原定家が中心で、その指示のもとに、側

近の者が書きついだもののやうに思はれる。表示すると、次のごとくである。

a 上巻第一丁表示初行より第二丁表の終りまで。
b 上巻第二丁裏初行より第三十八丁裏の終りまで。
c 下巻本文第一丁初行より第三十丁表七行まで。
下巻第三十丁表十行より第三十六丁裏八行（下巻終り）まで。

上巻は a・b 筆のものである。a は定家と推定される。

彼独特の筆致のもので、大ぶりの字をもつて一丁半を書いてゐる。二丁めの裏からは細手のやはらかな筆致で、字形もやや小さく、いはゆる為家風の筆跡である。b と称したものがそれである。

下巻は第三帖第一丁の裏中央に「下巻」と墨書したのをはじめ、本文丁数二丁と三丁表七行までを書写した筆致を今、a' として表示したが、上巻巻頭の a の筆致に較べるとやや筆が走った趣を有し、字形も心もち小字になつてゐる。⁽³⁾しかし、b の為家風の字形に較べるとはるかに大形であり、太字である。それに対して三丁表八行からは、上巻の b 筆に似た筆致で同三十丁表九行まで書写してある。ここには

b' といふ表示をした。b よりやや大ぶりの字形になつてゐるので、一往 b に対しても b' と表記したが、恐らくは同一人物であらうと思はれる。三十丁表十行の一行は、b' の筆者は異なると思はれるが、この筆者は最後までを分担して書写してゐる。c と区別して表示した。a 又は a' の筆者と相似た基本部が字そのものの中に存在するやうに考へられるが、a や a' に比較するとさらにやや省略筆法で流し書きのやうに思はれる。

● 「惠慶集」
冷泉家時雨亭叢書の田中登氏による解題より、以下に書誌等を抄出する。

昭和六十二年に重要文化財に指定された冷泉家時雨亭文庫蔵本は綴葉装一帖。大きさは縦一五・三センチ、横一四・六センチ。全体は二括から成り、それぞれ八枚の料紙（斐紙）を折つてあるが、第一括の最初の丁は銀箔を散らして前表紙に充て、次の丁はその前表紙に貼り付けて見返しに使用。第二括は中途に一丁切り取りがあり（第二〇丁と一二丁との間）、最後の丁を後表紙に使つてゐるので、本文墨付は全二十八丁。

（中略）

外題は表紙中央やや左寄りの位置に「惠慶集」と打ち付け書きにするが、これは定家の筆跡と認めてよからう。本文は冒頭から二一オ一行目までが定家の筆で、以後は別筆。

この別筆の部分はおそらく定家の子女あたりの手になるものと思われるが、他にもこれと同一筆跡の作品が伝存し、これまで世に紹介してきた私家集に限つても、天理図書館蔵の『秋篠月清集』に『伊勢集』、大阪青山短期大学蔵の『興風集』に『是則集』、穗久邇文庫蔵の『千穎集』に『檜垣集』、日本文学図書館蔵の『大倉院前御集』、大東急記念文庫蔵の『公忠集』、松岡家蔵の『金槐和歌集』と、その数決して少なくはない。そして、本巻に収めた『仲丈集』などもこれと同筆と認められる。ただ、『惠慶集』の定家以外の筆跡部分においても、本文の訂正・書き入れなどはおそらく定家の手になるものであろう。また、集付なども定家の筆かと思われるが、二〇オ二行目の「紅の…」の歌に加えられた『続後撰集』を意味する「続」の字については、別人の筆跡とせざるをえない。なお、一二一オの「こほりたに」の歌頭には藍色の付箋が見られる。

誌等を抄出する。

藤原定家（一一六一—一二四一）筆 一帖

紙本墨書 一六・二×一五・〇 cm⁽⁴⁾

日本 鎌倉時代（十三世紀前半）

重要文化財

十一世紀頃の公卿、藤原定頼の私家集。定頼は公任の男、四条中納言と呼ばれた。

（中略）

料紙は質の異なる三種の紙 ①楮紙糸の厚様、墨流しのあるものもある。②雁皮系の薄様で硬質な紙。桜と柳の下絵があるもの、銀箔を撒いたものもある。③紙に纖維の見えるやや厚い薄様) を混ぜて使用、四七丁。一面九一〇行書き。和歌は二行に書く。装丁は綴葉装の冊子本。第一丁表に「四条中納言」、三丁裏に「四条中納言集」と本文と同じ筆跡で書かれ、本文は第四丁表から四六丁裏まで統く。第四七丁に定頼に関する勘証と奥書が本文よりは、やや忽卒な調子の定家様で記される。第四八丁(後補)には、冷泉為頼による、この本が定家真筆の旨の極めがある。

「定頼集」

出光美術館蔵品図録の別府節子氏による解説より、以下に書

二 書写形式の観点から

定家の著した『下官集』には、平仮名文献の書写の方法について、以下の記述がある。本文の引用は浅田徹（一〇〇〇）による。

一 書哥事

知物様之人称故実態以上句之末

下句之行之上^に書

さくらちるこのしたかせはさむか

らてそらにしられぬゆきそふりける

如比書雖有其説當時至愚之性迷

而不弁上下句只付讀安可用左説

さくらちるこのした風はさむからて

そらにしられぬゆきそふりける

真名を書文字或落字之時

上句一行にたらすなれとも只闕字

其所^を置て次^の行^に可書下句之由洪之

（大恵急記念文庫蔵『定家卿模本』）

この記述を浅田徹（一〇〇一）では、以下のように解釈している。

実際に、先の三本及び冷泉家時雨亭文庫蔵の定家監督書写的私家集群の定家筆とされる部分に目を向けると、巻末歌以外のところでは、『下官集』に述べられた和歌の二行書きに関する

規範が厳格に守られている。

このように定家筆とされている私家集は自らが定めた書写規範に従つて、和歌の書写作業を行つてゐるのである。⁽²⁾ところが、ここで問題とした「実方集」では、二八首（五・七・五の二二番歌と卷末歌である二八番歌を除くので、実質二六首）中、二割近くの五首までもが、その規範に反した例外的な書写法を取つてゐるのである。それを具体的に述べると、九、一三、一七番歌は第三句の途中から、二四、二七番歌は第四句の途中から、改行がなされているということである。

三 漢字使用の観点から

ここでは、「実方集」と、その根幹比較対象資料四本に使用されている漢字⁽⁸⁾について考察する。まず、それぞれに使用されている漢字字種の一覧を挙げ、次に、その詳細を検討していく。

【①漢字一覧】

掲出に際しては、「名詞・副詞」、「動詞・形容詞」、「助詞・助動詞」に大別し、それぞれ五十音順に配列した。

全漢字表記の複合名詞、連語はそのまま掲出したが、それらの一部が漢字表記されているものについては單語に分解して掲げた。但し、複合動詞は全漢字表記⁽¹⁾の場合でも分解して掲げた。

●「実方集」の漢字

和歌部分に見られる漢字総数は一七字であり、和歌一首（三一文字）あたりの平均漢字使用数は〇・六字である。また、漢字字種の総数は一二字種である。その内訳は以下の通りである。「名詞・副詞」雨・神代・君・草・心・衣・月・中・花・春・人

（以上一二字種）

●「大齋前集」の漢字

和歌部分に見られる漢字総数は三二字であり、和歌一首（三一文字）あたりの平均漢字使用数は一・七字である。また、漢字字種の総数は一八字種である。その内訳は以下の通りである。

【名詞・副詞】神・菊・心・事・白雲・月・野邊・花・人・山・物・雪・世中
（以上一六字種）

●「動詞・形容詞」立・思

（以上二字種）

●「惠慶集」の漢字

和歌部分に見られる漢字総数は二九四字であり、和歌一首（三一文字）あたりの平均漢字使用数は二・九字である。また、漢字字種の総数は九六字種である。その内訳は以下の通りである。

【名詞・副詞】秋・秋風・扇・相坂・天河・池・色・卯花・梅・梅津河・浦・大井河・鏡・鏡山・影・霞・風・方・河・神・木・菊花・岸・君・霧・草・草葉・紅・心・冰・衣・

櫻花・佐保山・霜・白雪・閑守・袖・田・旅・玉桙・千と

せ・月・手・時・年月・浪・錦・庭・野・葉・萩・花・花鳥・原・火・久万・人・深草・舟・郭公・枕・松・松風・水・水鳥・道・峯・宮・昔・本・物・紅葉・柳・山・山

櫻・山吹・山邊・山水・雪・世・夜・我・女郎花

(以上八四字種)

〔動詞・形容詞〕有・打・思・返・立・結・行(以上七字種)

〔助詞・助動詞〕哉・南・也・許・覽

(以上五字種)

●「定頼集」の漢字

和歌部分に見られる漢字総数は三八八字であり、和歌一首(三文字)あたりの平均漢字使用数は二・一字である。また、漢字種の総数は八三字種である。その内訳は以下の通りである。

〔名詞・副詞〕秋・雨・泉河・今・色・鶯・内・梅花・枝・大井河・鏡・風・方・神・木・菊・君・草・雲・極樂・心・事・衣・衣河・白川・白波・竹・谷・谷風・千世・月・常・時・年・鳥・名・夏衣・浪・涙・猶・庭・子日・野邊・葉・花・春・人・舟・冬・舊里・枕・松・松山・身・道・水・峯・宮・昔・物・紅葉・山・山郭公・雪・世・夜・我
(以上七二字種)

〔動詞・形容詞〕有・入・思・返・戀・立・吹(以上七字種)

〔助詞・助動詞〕哉・南・許・覽

(以上四字種)

四本を比較すると、「実方集」の漢字使用率の低さと、名詞以外には漢字が使用されていないという特徴のあることに気付く。そこで、その実態の一斑を考察してみる。

【②漢字と仮名との表記率】

①において「実方集」の漢字使用に関する特異点を指摘した。

ここでは、その要因を考察するが、「実方集」に使用されている漢字を基準にすると、その特異点が表われにくくと思われる。それで、それと漢字使用数、字種、の最も近い「大齋前集」に使用されている漢字を基準に作成したものが次の〔表I〕である。但し、掲出語については、「実方集」で漢字、仮名の表記の種類に関係なく、三例以上見られるものに限った。

〔表I〕から明らかなように、「実方集」と、その根幹比較資料とは、「心」を除くすべての語で表記傾向を異にしているといつてよいだろう。具体的に述べると、「実方集」においては仮名表記優勢の「思」、「事」、「山」、「物」が、根幹比較資料三本においては、ほとんど漢字表記が優勢である。¹²これが、「実方集」の漢字表記率の低さの要因なのであって、本文内容の問題とは考えにくい。

〔表Ⅰ〕漢字と仮名との表記率表

物		山		事		心		思		表記別
仮名	漢字									
3	0	3	0	3	0	0	3	3	0	実方集
1	4	0	4	1	1	0	2	0	3	大齋前集
0	7	0	13	1	7	1	11	1	7	惠慶集
3	4	1	16	6	4	23	5	16	23	定頼集

四 仮名使用の観点から

次に、「実方集」と「大齋前集」、「惠慶集」、「定頼集」の仮名分布を確認することにする。

〔①基礎仮名字体について〕

藤原定家の使用した仮名については、「基本字体」・「補助字体」¹³・「基礎仮名」¹⁴の存在が指摘されている。ここでは、その中の「基礎仮名」に似た概念である基礎仮名字体¹⁵について分析を行う。用例数や紙数の関係もあるので、対象とする仮名は、「ハ」・「マ」・「ケ」の三音の仮名に限定する。但し、「表Ⅱ」には、後の考察と関連のある「ヲ」・「オ」¹⁶・「ミ」・「ビ」の四音の仮名の分析結果も、参考までに合わせて示した。

〔表Ⅱ〕異体文字遣表

ハ			音節		実方集
は	ハ	ハ	各	仮名	
1	1	1	語	頭	実方集
0	1	2	語	中	
0	4	3	語	末	
8	12	8	助詞・助動詞		
0	0	5	語	頭	大齋前集
0	0	2	語	中	
0	0	0	語	末	
5	3	6	助詞・助動詞		惠慶集
1	0	12	語	頭	
2	2	6	語	中	
1	4	8	語	末	
3	25	41	助詞・助動詞		定頼集
3	1	24	語	頭	
3	3	13	語	中	
4	9	19	語	末	
3	31	118	助詞・助動詞		

ケ		マ					オ		ヲ	
け	ヶ	吉	佐	ま	万	お	ね	れ	哉	を
0	0	0	0	3	4	2	8	0	3	
3	3	0	1	3	2	0	0	1	0	
2	0	0	0	4	3	0	0	0	0	
4	4	0	1	1	0	0	0	2	7	
3	2	0	0	1	1	0	3	1	3	
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
2	5	0	0	6	22	0	11	0	11	
0	3	0	0	2	9	0	0	1	4	
0	4	0	2	0	5	0	0	0	0	
1	5	0	1	5	4	0	0	0	30	
1	12	1	1	17	34	4	42	0	14	
4	8	0	0	4	12	0	1	0	2	
37	6	0	1	3	13	0	0	0	0	
0	60	0	1	4	4	0	0	0	97	

ヒ			ミ			ケ	
ニ	リ	ル	ミ	ヌ	ヌ	キ	キ
0	0	2	1	2	9	0	0
0	0	6	1	0	2	0	0
0	0	8	1	0	3	0	0
0	0	0	2	0	0	0	0
0	0	2	0	5	3	0	0
0	1	1	0	0	2	0	0
0	2	6	0	0	6	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	4	1	19	16	1	1
0	3	2	1	0	6	0	0
0	2	9	3	3	10	0	2
0	0	0	1	1	4	0	0
4	4	27	3	45	15	0	0
0	4	12	1	1	21	0	0
0	10	23	8	0	10	0	3
0	0	0	1	0	8	0	0

「ハ」、「マ」、「ケ」の基礎仮名字体は、それぞれ、「も」、「ふ」、「く」である。このことは前掲豊田によつて明確に指摘された。そこでは、私家集は調査対象として取り上げられていないが、私家集である「大斎前集」、「惠慶集」、「定頼集」

においても、その傾向が認められる。しかし、「実方集」では、

五 字形の観点から

先の三種の基礎仮名字字体が、それぞれ「ハ」、「マ」、「ケ」となつており、ジャンル・時代性（書写年代^{〔17〕}）共に定家真筆とされるの幅広い資料に共通して認められる事実と一致しない。^{〔18〕}

〔②〕仮名充當について

清水義秋（一九七三）や柴田雅生（一九九一）では、「更級

〔表Ⅲ〕仮名充當数表

日			見			意	味
モ	ロ	ハ	ミ	ル	ヌ	仮	名
0	0	1	0	1	4	実	方集
0	1	0	0	4	0	大斎前集	
0	1	0	0	20	0	恵慶集	
0	4	1	1	45	3	定頼集	

等における「見」字、「日」字（曆日や太陽の意味）の表語性の高さが指摘されている。しかし、その二点は上の〔表Ⅲ〕から明らかのように、私家集である「大斎前集」、「恵慶集」、「定頼集」にも認められる事象であるが、「実方集」ではこの両字に表語性は認められない。

日記」、「土左日記」、「近代秀歌」、「伊達本」等における「見」字、「日」字（曆日や太陽の意味）の表語性の高さが指摘されている。しかし、その二点は上の〔表Ⅲ〕から

「実方集」の仮名字形は、「越」の四本である。

「実方集」の仮名字形は、他の定家真筆とされる資料群には見られない字形が散見できるという特異性が認められる。それらをイロハ順に字母で示すと、「部（へ）」、「越（ヲ）」、「礼（レ）」、「年（ネ）」、「介（ケ）」、「安（ア）」、「美（ミ）」、「世（セ）」、「し」、漢字「草」の筆順に関しても特異な点が見られるので、それらも考察の対象とする。

〔①〕「越」の仮名について

〔図版I〕で示すように、「実方集」に見られる「越」はすべて細い筆で一筆書きされているのに対し、他の定家真筆と

〔図版I〕

「越」仮名

・実方集（二三、一五、二六番歌）

・近代秀歌（八丁ウ、14丁オ）

・更級日記（二九才、五七ウ）

〔図版II〕

「於」仮名

・大斎前集（二四二、二四三番歌）

かわ
かわ

・惠慶集（二四番歌）

かわ
かわ

・嘉禄本（二三〇番歌）

かわ
かわ

かわ
かわ

かわ
かわ

・実方集（六、九番歌）

「於」仮名

〔図版II〕で示すように、「実方集」では、「於」の最終画の点が他の定家真筆とされる資料群に比べて低い位置にあるため、字形の扁平さが強調され躍動感に欠けている。

〔図版II〕
「於」仮名

される資料群ではそのような例はほとんどなく、基本的には肥瘦のある線で書かれている。また、定家の文字一般に見られる文字上部の強調が全く見られない。

かわ
かわ

惠慶集（八番歌、一四番歌、一二三番歌詞書）

〔圖版三〕「美」仮名

卷之三

定頼集（一〇一、一一四、一六七番歌）

卷之二

嘉祿本（六八六、七三八、八三一翻歌）

سی و نهمین سال

拾遺集（九六七、一三〇〇番歌）

تَعْلِمُونَ أَنَّهُ مِنْ
كُلِّ الْجِنِّينَ

更級日記（三一才）

卷之三

③ 「美」の仮名について

この仮名を、〔図版Ⅲ〕で示すように、次の(a)、(b)のタイプ

に分類する。(a)は文字の右下部分に上方への筆の動きが明らか

惠慶集（六一、九四、九六、九九番歌）

大前集(二、四、二三八、二三九番歌)
惠慶集(六一、九四、九六、九九番歌)

१८५० अगस्त तिथि २३ वर्ष की उम्र में जन्मा हुआ।

・ 実方集（一、二、三、七、二二、一四、一五、一六、一七、
一八、二三、二六、一七番歌）

・ 実方集 (一、二、三、七、二三、一四、一五、一六、一七)

〔圖版三〕「美」仮名

・定頼集（六一、六七、七七、一三一番歌）



〔図版IV〕 実方集（二一番歌、一六番歌、二三九番歌、二四三番歌歌詞書）

〔図版IV〕 「返し」

に認められる場合、あるいは、これを二画で書く場合である。そして、⑥は一筆書きする場合（文字の右下部分に明確な線の重なりが認められない場合）である。

「大斎前集」では全一例すべて④タイプ、「惠慶集」では④タイプ二三例、⑤タイプ一四例、「定頼集」ではそれぞれ五六例、二四例、と④タイプ優勢である。¹⁹しかしながら、「実方集」和歌部分に見られる全一四例はすべて⑤タイプであって、主用であるはずの④タイプの例が全く見られない。これは、詞書部分の七例でも同様である。

【④「返し」について】

〔図版IV〕の「返し」の「返」字の「フ」部分に注目すると、「実方集」では細い線で角ばった形で右上がりに書かれているのに対して、定家真筆とされる他資料群では、多くの場合、太い曲線で極端な右下がりに書かれている。

また、「実方集」における「返」の字の「反」部分のくずし方は、他の定家真筆とされる資料群には見られないものとなつていて。

・惠慶集（五九番歌、六二番歌、九四番歌歌詞書）



・

・定頼集（九九番歌、一三〇番歌、一五八番歌歌詞書）



・



・

・嘉禄本（六三番歌、六五五番歌、七〇七番歌歌詞書）



・

・拾遺集（五五四番歌、五五八番歌、六三七番歌歌詞書）



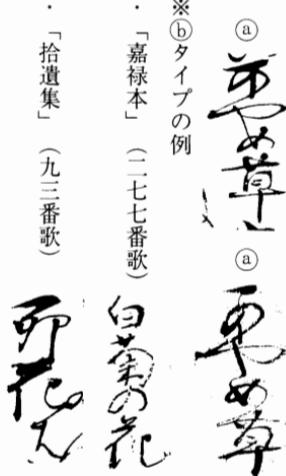
・

〔図版V〕 「草」の筆順

タイプ、後者を(b)タイプとする。

- ・ 実方集（二三番歌）
「草」
- ・ 恵慶集（九番歌）(a)
「草」
- ・ 定頼集（八一一番歌）(a)
「草」
- ・ 拾遺集（七六七、一二一八〇番歌）
「草」

しかし、「実方集」の例（全一例）の草冠の筆順は、縦画、横画、縦画となつており、(a)、(b)、いずれのタイプにも分類できない。つまり、定家真筆とされる資料内では独特な筆順となつてゐるのである。



〔5〕漢字「草」の筆順について

漢字「草」の筆順のうち、ここでは冠の部分に注目する。

定家の草冠の書き方は、〔図版V〕で示すように二種あり、一つは横画、縦画、縦画、縦画の順序で書く場合、今一つは縦画、縦画、横画の順序で書く場合である。主用の前者を(a)

以上、四つの観点から定家真筆と称されている「実方集」の特異性を指摘してきた。それぞれの特異点は個別的に見ると、偶然の結果といえるようなものであるかもしれない。しかしながら、それらを包括的に見ると、比較の対象とした定家真筆とされる資料が書写年代やジャンル等において、より多層的なものとなり、しかも比較的客觀性の高い分析方法で、それらの間にある程度の共通項が見出されることから、「実方集」の特性は偶然の積み重なりによるものと考へることには抵抗を覚えるのである。それ故、表記研究の立場からは、この「実方集」を、他の定家真筆とされる資料群と同等に取扱うことには大きな疑問を感じざるを得ないのである。²⁰⁾

定家真筆と称される資料、その真筆性の検討は、定家の伝記研究や筆跡研究、そして国文学研究（伝本研究）等の多方面の分野に亘って、少なからざる意義を持つと考える。

〔註〕

(1) 本稿で取り上げた歌集の歌数(歌番号)に関しては、「私家集大成」(明治書院)及び『新編国歌大観』(角川書店)を参考にした。

(2) 六番歌は上句だけが定家筆とされているので、その部分のみを検討対象とする。

(3) 本稿では、a筆と'a筆の和歌部分を同筆と認め、「実方集」の比較対象とした。

(4) 「古筆学大成」第一九番の解題には「たて一五・七センチメートル、よこ一四・八センチメートル」とある。

(5) 片桐洋一氏は、冷泉家時雨亭叢書第一七巻の解題において、「定家監督書写本」を以下のように分類されておられる。

(1) 全丁を定家自身が書写したもの

(2) 一部分を定家みずからが書写し、残りを周辺の人々に書写させて校閲加筆したもの

(3) 全体を周辺の人々に書写させたのちに校閲し加筆したもの尚、ここに挙げた私家集はすべて(2)のタイプのものである。

(5) 浅田徹(二〇〇一)に、引用した文に統いて

定家は上句と下句をそれぞれ一行に書く方式を提案しているが、これは実際の定家書記資料に従ってもほとんど常に守られていると言える。

とあり、以下に書写形式に反する例として和歌一首一行書きの勧撰集(三代集)が指摘されている。(ほとんど常に)とされているのは、その他に和歌一首三行書きの野村美術館蔵『讃岐入道集』(基本的に、五・七・五・七・七の書写形式。以下、「讃岐入道集」等の存在を考慮に入れてのことであろう。その私家集が和歌一首二行書きされていないのも、結局、全六半本では寸法の関係で一首を一行には書けない)と指摘されたのと同様に料紙の大きさによるものであると考えられる。『古筆学大成』第一九巻の解題によると、「讃岐入道集」の寸法は縦一一・四センチメートル、横一一・九センチメートルで、升型本といつても、他の「定家監督」の定家筆とされる部分が完全な三行書き文献(例えば、冷泉家時雨亭文庫蔵『兼澄集』は縦一五・五センチメートル、横一四・七センチメートル、同『六条修理大集』は縦一七・一センチメートル、横一三・九センチメートル)と比べると小ぶりである。

以上、書写形式の分析にあたっては、料紙の大きさを考慮に入れる必要性を述べたが、料紙の縦の長さが「一五・七種」である「実方集」の書写形式の乱れは料紙の大きさによるものではない。

(6) 私家集に限らず、定家が和歌一首一行書きを原則としているであろう勧撰集の冷泉家時雨亭文庫蔵嘉禄二年四月九日(定家筆)『古今和歌集』(以下、「嘉禄本」)、安藤積産合資会社蔵天福本『拾遺和歌集』(以下、「拾遺集」)等でも、巻末歌には書写形式の乱れ(五・七・五・七・

七形式の完全な和歌一首（行書き）が見られる（冊子本と巻子本との

違いはあるが、古くは一世紀半ば頃書写の「高野切」に既にこのよ
うな意識の存在を思わせる箇所が見られる）。

それは、書写行数が少なくなると誤写、誤読の可能性が低くなるか
らとも考えられるが、料紙の余白に対する意識の表出に基づくものと
考るべきであろう。

先の例とは少し事情が異なるが、料紙の余白に対する意識を探る上
で貴重な資料がある。それは、冷泉家時雨亭文庫蔵唐草装飾本『遍照集』

（時雨亭叢書第二〇巻所収）である。その一二三丁裏から一四丁表にかけて、「ゆ、しのめどころのなさや。これほどのこしけるに、さしもつづめてかきたるよ」という（書写者のコメントとおぼしきもの）（同解題）が散らし書き風に記されている。

また、これに関連するものとして、群書類從本『才葉抄』の第四五

条が挙げられる。そこには、「物を人に誂えてあるに、料紙のあまりた
らんをば、引放て不正也。料紙書餘りて不書して歸すは、手書の恥辱也」

（影印による。濁点、句読点は私意）とある。

この記述は、料紙の余白に対する意識は定家に止まらず、少なくとも平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて諸家共通のものがあつたことを窺わせる。

（7）当然のことながら、自家集である冷泉家時雨亭文庫蔵『拾遺愚草』

でも同様である。

（8）柴田雅生（一九九一）、村田正英（一九九二）等で指摘されている通り、同字形で同一音を表す漢字と仮名との区別は容易ではない。

本稿では、それらを原則的に書体によって区別した。従つて、草書体の「日・見」字は表意的要素の強い仮名となる。但し、字体に拘わらず、表意的用字に限って見られる「木・葉・邊・世・夜」字、地名表記（伊勢）の「伊」に限って、例外的に漢字と認定した。尚、基準としたのは「嘉様本」の用字である。

（9）連用形の名詞化したものも含む。

（10）下部要素の活用語尾は不問とする。

（11）本稿では、紙数の都合上、複合動詞を分解したり、活用語尾を不問とするなどの処置を取つたが、さらに嚴密性を追求するのであれば、看過できない行為ではある。

（12）清水義昭（二〇〇一）では、尊經閣文庫蔵『土佐日記』（以下、「土佐日記」）、伊達旧蔵無年号本『古今和歌集』（以下、「伊達本」）、御物本『更級日記』（以下、「更級日記」）、酒井家旧蔵『近代秀歌』（以下、「近代秀歌」）、の四本における漢字と仮名との表記率がほぼ一致することが述べられているが、この傾向は定家真筆とされる私家集（『実方集』を除く）にも存在するといえるだろう。

（13）小松英雄（二〇〇〇）に以下のように定義してある。

基本字体……特別の制約が加わらない場合に使用される字体。現行の平仮名と類似し、あるいは一致するものも多い。

補助字体……同一字体の隣接を避けたり、あるいは、一つの語が

行末／行頭に分かれる場合にハイフンと同じ機能で行頭に使

用されるなど、視覚的变化を与える目的で使用される字体。

基本字体との差異をきわ立たせるために、別字源で、行書体、ないし、それに近い書体のものが多い。条件によっては、二

次の補助字体も使用される。

概して、〈基本字体〉には単純な字形のものが多く、〈補助字体〉には複雑な字形のものが多い。これは、定家の〈読みやすさ〉への配慮の前提に書き易さや目の動きの存在があったことを思わせる。しかし、現在、そのような視点からの詳しい考察はなされていない。追究すべき問題である。

(14) 植喜代子（一九七九）において存在が指摘された、語の「どの位置にも自由自在に使える仮名」の名称。

豊田尚子（一九九一）では、これに〈近い概念とし〉て、〈主用仮名字体〉という用語を用い、〈芸芸性を重視した資料〉、即ち「土左日記」・「伊達本」・「近代秀歌」・「更級日記」、〈実用性を重視した資料〉、即ち天理図書館蔵『石清水八幡宮権別當田中宗清願文案』（以下、「願文案」）・同『奥義抄下巻余』におけるその調査結果が示さ

れ、〈主要仮名字体〉は資料の性格にほとんど関係なく、共通のものが存在することを具体的に指摘している。

(15) 本稿では、植氏の〈基礎仮名〉に、豊田氏の〈主用仮名字体〉の概念を加えたものを、私に基礎仮名字体と呼ぶことにする。

尚、基礎仮名字体の認定に際しては、一定の用例数が必要であると思われるが、それが一〇にも満たない「大齋前集」の「マ」・「ケ」仮名については、その認定を保留する。

(16) 「実方集」には、「ヲ」と「オ」の表記の揺れが一例見られる。それは九番歌にある「おとめ」である（一〇番歌には「をとめこ」とある）。この語の表記に関しては、大野晋（一九八三）所収の「仮名遣の起源についての研究」資料にも、揺れの例が見られなかつた。また、一六番歌に、「おもえと（思へど）」という仮名違いが一例見られる。表記の揺れはまだしも、このような単純な誤りを仮名遣に敏感な定家が果して犯してしまうことがあるだろうか。疑問である。

ところで、小笠原（一九七六）には、定家真筆とされる「実方集」、「一宮紀伊集」、「殷富門院大輔百首題」について〈助詞「を」又は副詞「猶」に「越」のかなが用いられている。これら三資料は、他の自筆本・臨摸本とくらべると、文字づかいのうえで、大きなちがいが認められ、他筆本と共に通する点が多い」という重要な指摘がなされている。

(17) 名児耶明（一九九九）の定家の書風分類（全四期）には、第三期（五

〇歳以後六九歳以前）に「願文案」・「伊達本」・「嘉禄本」、第四期（七〇歳以後）に「拾遺集」・「土左日記」、の名が見られるが、本稿で「実力集」の比較対象として取り上げた、それら以外の資料に関しても、そのいずれかの時期に分類できるものと思われる。

尚、「実力集」の書風は、敢えて分類するならば、第三期に相当するものであろう。

(18) 註(14) 参照。

(19) 多量の用例を有する「嘉禄本」（和歌部分）でも、^(a)タイプ二〇七例、^(b)タイプ四一例で、前者優勢であることから、主用は^(a)タイプと見て差し支えなかろう。

(20) そうなると、該本の新しい位置付けが問題となる。つまり、〈定家監

督書写本〉、あるいは後世の定家様の写本である可能性も考えられることである。もし前者の可能性を推し進めていくならば、三、二三番歌の訂正箇所は定家の筆と考えられなくもないが、後者である可能性も否定できない。この問題は、今後の課題としたい。

尚、このような資料は、管見の範囲だけでも、「実力集」の他に数本存在する。

(21) 定家の真筆性に関する研究に、藤本孝一（一九九四）、片桐洋一（一九九八）、依田泰（一〇〇〇）、清水義昭（一〇〇一）があるが、これ

らはすべて「土左日記」についてのものである。

前掲藤本、片桐は、検討の結果、その定家真筆を疑い、「土左日記」を〈右筆書き（定家監督書写本）〉と結論づけている。それに対し、前掲清水、依田は、全丁定家筆という通説を支持するものである。

藤本、片桐、両氏の説の根拠は、〈擦消・なぞり書き・追書き等〉によつて同字を定家風の字形に整えていることである。

しかし、そのような例は「土左日記」のみならず、「拾遺愚草」や「拾遺集」にも散見できることから、原本を直接精査された方々の御説は傾聽すべきではあるが、震えと同様にそれを定家最晩年期の筆跡の特徴の一つと考えることはできないだろうか。尚、藤本氏は、「拾遺愚草」についても定家真筆を疑問視されておられる。

〔テキスト及び参考文献〕（本文で詳述したものと除く）

冷泉家時雨亭叢書 第一巻『古今和歌集 嘉禄本』（一九九一、朝日新聞社）

第八巻『拾遺愚草 上中』（一九九三、朝日新聞社）

第九巻『拾遺愚草 下』（一九九五、朝日新聞社）

第一八巻『平安私家集 五』（一九九七、朝日新聞社）

第一〇巻『平安私家集 七』（一九九九、朝日新聞社）

第一四巻『散木奇花集』（一九九三、朝日新聞社）

『藤原定家筆 拾遺和歌集』（一九九〇、汲古書院）

日本名跡叢刊三三『鎌倉—藤原定家 近代秀歌』（一九八九、二玄社）

『更級日記 翻刻・校注・影印』（一九七九、笠間書院）

原色かな手本4『高野切第二種 伝紀貫之筆』（一九八二、二玄社）

書論双書6『才葉抄』（一九八一、日本習字普及協会）

豊田尚子（一九九二）「藤原定家自筆の平仮名文における仮名の用法について」（『國文學攷』第一三六号）

清水義昭（一九〇一）「定家の用字と注釈意識—漢字の場合—」（『相模工業大學紀要』第七卷第一号）

名見耶明（一九九九）「定家の若書き書風について」（『書論』第三二号）

藤本孝一（一九九四）「尊經閣文庫藏『土佐日記』（国宝）の書誌的研究」（『京都文化博物館紀要』朱雀第七集）

村田正英（一九九二）「定家自筆仮名文における漢字・仮名同形字について」（『小林芳規博士退官記念国語學論集』汲古書院）

片桐洋一（一九八三）「『土佐日記』定家本と為家本に関する一考察」（『學習院大學國語國文學會誌』第四三号）

依田 泰（一九〇〇）「『土佐日記』定家本と為家本に関する一考察」（『學

小笠原一（一九七六）「定家自筆のかなの用法—「越」の場合」（『学

大野 晋（一九八三）「芸國語國文学」第二二号）

片桐洋一（一九九八）「『土佐日記』定家筆本と為家筆本」（『國文學』第一七七号）

柴田雅生（一九九一）「日本語書記史原論 補訂版」（笠間書院）

小松英雄（一九〇〇）「『日本語書記史原論 補訂版』（笠間書院）

柴田雅生（一九九一）「定家自筆仮名資料の漢字字形と仮名」（『活水日文』一三三）

(付記)

本稿は、関西大学国文学会（一〇〇三年七月二二日）での口頭発表を基にしたもので。席上その他で御教示いたしました田中先生をはじめとする方々に感謝の意を表します。また、成稿にあたっては遠藤先生に御指導いただきました。末筆ながらここで御礼申しあげます。

（はやしだ　さだお／本学大学院生）